

対馬市職員(平成24年4月採用)募集のお知らせ

【第1次試験日】 平成23年9月18日(日)

【申込受付期間】 平成23年7月20日(水)～8月19日(金)

試験区分	職 種	採用予定	受 験 資 格
高校卒業程度	一般事務	若干名	昭和59年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人で、高等学校卒業以上の学歴を有する人又は、平成24年3月卒業見込みの人
	士 木	若干名	
資格免許職	社会福祉士	約1名	昭和56年4月2日以降に生まれた人で、社会福祉士の資格を取得している人又は、平成24年3月31日までに取得見込みの人

問い合わせ 総務部 総務課 0920(53)6111

試験区分	職 種	採用予定	受 験 資 格
高校卒業程度	消防吏員 (一般) (救急救命士)	6名程度	昭和62年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人で、高等学校卒業以上の学歴を有する人又は、平成24年3月卒業見込みの人
			上記の受験資格を満たす人で、救急救命士法(平成3年法律第36号)の規定による救急救命士の免許を有する場合は、昭和52年4月2日以降に生まれた人

問い合わせ 消防本部 総務課 0920(52)0119

農業委員会からのお知らせ

農地の転用には許可が必要です

農地は食料の安定供給の基盤です。

農地の減少抑制、確保を図るために農用地域内の農地の除外等が厳しくなり、違反転用への罰則が強化されています。

農地違反転用規制の厳格化について

農地は無断では宅地等への転用はできません。	農地の所有者を含め違反転用者には厳しい措置がとられます。
農地を転用する場合は、許可が必要です。 農地を建設残土で盛土・埋立を行う行為は一時転用許可が必要です。 無断で行った場合は原則許可できません。	工事の中止命令を指示し、もとの農地へ復元させる原状回復命令を出すことがあります。 事後の「追認」は認められません。 3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人については1億円の罰金)に処せられることがあります。
農地転用が許可制となっている理由は?	優良な農地の確保、農業生産力の維持、計画的な土地利用を図るため、農地転用は妥当な位置で最小限の面積であることが許可の条件となります。 農地造成と称して、安易に建設残土処分や産業廃棄物処理が行われ、結果的に使えない土地となることを防ぐ必要があります。

問い合わせ 農業委員会 0920(84)2401

(仮称)対馬市市民基本条例(案)における意見交換会を開催します

【(仮称)対馬市市民基本条例とは?】

(仮称)対馬市市民基本条例は、まちづくりのあり方や進め方について、「市民」「議会」「行政」それぞれの責務や役割を明確にし、みんなのルールとして定めるものです。

【意見交換会の目的について】

(仮称)対馬市市民基本条例の策定を行うため、平成22年8月に検討委員会を立ち上げ、これまで8回の検討委員会を開催しました。今回、条例(案)の骨格が決定しましたので、各地域において条例(案)の概要を説明し、市民皆様からのご意見をお聴きしたいと考えております。多数のご参加をお願いします。

《条例(案)のポイント》

- まちづくりの基本的な考え方(基本理念)
- まちづくりは、市民、議会及び行政が一体となって取り組む
- まちづくりのルール(基本の3原則)
 - ・まちづくりに関する情報の共有(情報共有の原則)
 - ・市民参画の機会の確保(市民参画の原則)
 - ・市民協働によるまちづくりの推進(協働の原則)

市政に参加する権利、市政に関する情報を知る権利、行政サービスを受ける権利を有する。
 市政・まちづくりへ積極的に参画し、自らまちづくりに取り組まなければならない。
 市民は、市が提供する行政サービスを受けるに当たって、応分の負担を負わなければならない。

《開催日程》

平成23年8月24日(水)
 ・上県地区公民館(13:30~15:00)
 ・上対馬総合センター(19:30~21:00)

平成23年8月30日(火)
 ・峰地区公民館(13:30~15:00)
 ・豊玉文化会館(19:30~21:00)

平成23年9月5日(月)
 ・対馬市商工会美津島支所(13:30~15:00)
 ・対馬市交流センター(19:30~21:00)

市民・議会・行政の責務と役割

議会

市民

行政

議会は、市政運営の監視、政策立案及び市政への提言を行う。
 議会は、市民に開かれた議会運営を行い、地域の課題及び市民の意見を把握し、総合的な視点に立って調査研究を行うとともに市民の意見を市政に反映させるよう努める。

市長は、毎年市政の基本方針を明らかにし、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。
 職員は、市民全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

条例案には、このほか市政運営のあり方や住民投票などの項目が盛り込まれています。

条例名を募集します

(仮称)対馬市市民基本条例の条例名を募集します。応募される方は、応募する条例名・応募理由・応募者の住所・氏名を記載のうえ、下記応募先に提出ください。(様式は窓口にて用意しています)
 また、Eメールでも応募できます。詳しくは対馬市HPをご覧ください。

募集期間：7月20日～9月5日

応募先：地域再生推進本部 または、各地域活性化センター 地域支援課

問い合わせ 地域再生推進本部 0920(53)6111 または、各地域活性化センター 地域支援課

国民健康保険限度額適用認定証、標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日です

1 .70歳以上75歳未満の高齢受給者の方

下記の「区分」又は「区分」に該当する方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます(該当する方には通知します)。

- ・区分：同一世帯の世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税である人
- ・区分：同一世帯の世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税で、その世帯の所得が一定基準以下の人
認定証を医療機関の窓口で提示した場合の、自己負担限度額及び入院時の食事標準負担額は下表のとおりです。

【1ヶ月の自己負担限度額】区分は認定証に表記しています)

区 分	外来のみ	入院+外来
一般(住民税課税世帯)	12,000円	44,400円
一定以上所得者	44,400円	80,100円 + <医療費 - 267,000円> × 1% (4回目以降の場合 44,400円)
区 分	8,000円	24,600円
区 分		15,000円

【1食あたりの入院時食事標準負担額】区分は認定証に表記しています)

区 分		標準負担額
一般(住民税課税世帯)		260円
区分	90日までの入院	210円
	90日を越える入院(過去1年間の入院日数)	160円
区分		100円

2 .70歳未満の被保険者の方

限度額適用認定証及び標準負担額減額認定証の交付を受けようとする場合は、国民健康保険担当窓口申請してください。

1)限度額適用認定証

70歳未満の国民健康保険被保険者の方で、入院中または入院の予定がある方は、限度額適用認定証の交付を受けることができます(ただし、国民健康保険税の滞納がある場合は、認定証の交付を受けることができませんので、ご注意ください)。

限度額適用認定証を医療機関の窓口で提示すれば、入院時の一部負担金の支払いは限度額までとなります。

なお、次の場合は医療機関の窓口で自己負担額を支払われたうえで、高額療養費の申請が必要です。

限度額適用認定証の交付を受けていない場合

限度額適用認定証の交付を受けていても、外来や複数の医療機関を受診され、自己負担額が限度額を超える場合

自己負担限度額は、次のとおりです。

【1ヶ月の自己負担限度額】区分は認定証に表記しています)

所得区分	自己負担限度額
上位所得者: A (基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯)	150,000円 + <医療費 - 500,000円> × 1% (83,400円)
一般: B	80,100円 + <医療費 - 267,000円> × 1% (44,400円)
低所得者(住民税非課税): C	35,400円 (24,600円)

()の金額は、過去1年以内に同一世帯で3回以上高額療養費の支給を受けた場合、4回目以降の自己負担限度額です。

2) 標準負担額減額認定証

標準負担額減額認定証の交付を受けることができる方は、住民税が課税されていない世帯に属する方です。標準負担額減額認定証を医療機関の窓口に表示された場合の入院時の食事標準負担額は、次のとおりです。

【1食あたりの入院時食事標準負担額】

区 分		標準負担額
一般(住民税課税世帯)		260円
住民税非課税世帯	90日までの入院	210円
	90日を越える入院(過去1年間の入院日数)	160円

問い合わせ 福祉保健部 健康保健課 国民健康保険担当 0920(58)1579

熱中症に注意しましょう

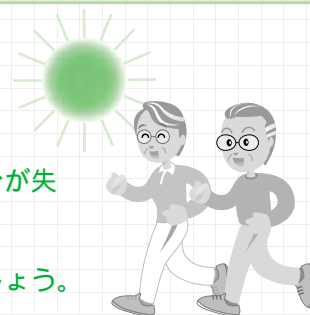
熱中症が発生しやすい時期になりました。
昨年の夏は、各地で猛暑が続き、熱中症による健康被害が数多く報告されました。
ちょっとした注意で熱中症を防ぐことができます。

体調の悪いときは暑い日中の外出や運動は控えましょう。

通気性の良い洋服を着て、外出時にはきちんと帽子をかぶりましょう。

定期的に少しずつ水分を補給しましょう。特に夏場は汗と一緒に塩分が失われるので、スポーツドリンクなどを飲むのもオススメです。

子どもや高齢者は熱中症になりやすいので意識的に予防を心がけましょう。



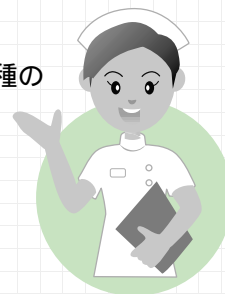
日本脳炎の予防接種を受けましょう

通常の3歳・4歳に加え、小学3年生・4年生のお子様の日本脳炎の予防接種をお勧めしています

日本脳炎の予防接種後に重い病気になった事例のため、平成17～21年度は予防接種のご案内を行っていませんでしたが、新たなワクチンが開発され、現在は通常通り受けられます。このため、平成7～18年度生まれの方は、日本脳炎の予防接種が不十分になっていることがあります。今年度は、年度初めに小学3年生・4年生に個別通知を行っており、それ以下の年齢のお子様には来年度以降ご案内を行います。対象児童の保護者の方は、母子健康手帳を確認し、1期の不足分を接種しましょう。

ご案内の対象外でも、平成7年6月1日～平成19年4月1日生まれで、1・2期が未接種のお子様は、20歳未満までの間、接種を受けることができますので、希望する方は下記にお問い合わせください。

問い合わせ 福祉保健部 健康保健課 0920(58)1116
または、南・北福祉保健センター



対馬市人事異動

6月30日付退職 俵 邦雄 美津島地域活性化センター住民生活課長

7月1日付異動 主藤 繁明 美津島地域活性化センター部長(住民生活課長事務取扱)

行政相談員を紹介します

総務大臣から委嘱を受け、行政サービスに関する苦情、行政の仕組みや手続きに関する問い合わせなどの相談を受け付け、その解決のための助言や関係行政機関に対する通知などを行っています。

氏名	住所	電話番号
樺島悦三	巖原町日吉267	0920(52)1888
小島徳重	美津島町久須保690-7	0920(54)2986
佐伯岩男	豊玉町仁位1007-5	0920(58)0778
島井利和	峰町木坂381	0920(83)0605
今林勝正	上県町佐須奈乙976	0920(84)2334
梅野茂希	上対馬町西泊423-2	0920(86)3550

問い合わせ 総務部 総務課 0920(53)6111

自然環境推進室からのお知らせ

メジロの飼養には許可が必要です

野生の鳥や獣を捕まえて飼うことは原則として法律で禁止されています。

しかし、メジロについては愛がん目的に限り、捕獲許可及び飼養許可を受ければ1世帯につき1羽のみ飼うことができます。

ただし、捕獲できる期間は7月～2月です。それ以外は繁殖期間となり捕獲できません。

また、飼養登録期間は1年間で毎年更新手続きが必要となります。

違反をして捕獲した場合、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。



問い合わせ 市民生活部 環境政策課 自然環境推進室 0920(53)6111

地域再生推進本部からのお知らせ

第1次対馬市総合計画 後期基本計画ができました

さがえりしま 郷遷の対馬づくり

底 **チカラ** で活力づくり

市民 **チカラ** でまちづくり

広がる **チカラ** で未来づくり



「第1次対馬市総合計画」とは、平成18年度から10ヶ年間のまちづくりの指針と施策を示したもので、今回策定した「後期基本計画」とは、そのうち平成23年度から5ヶ年間に取り組む施策の体系と主要事業の内容をまとめたものです。

なお、この計画の策定にあたっては、地域マネージャーを通じて行った市内全181地区での意向調査結果を基に前期計画からの見直しを行いました。

8月上旬には市内全世帯に配布させていただく予定です。また、対馬市ホームページでもご覧いただけます。

問い合わせ 地域再生推進本部 0920(53)6111

スポーツ安全保険に加入していますか？

スポーツ・文化・ボランティア・地域活動などを行う5名以上のアマチュアの団体やグループを対象にした保険です。万一の事故にそなえてご加入ください。

受付期間 平成23年3月1日～平成24年3月30日

保険期間 平成23年4月1日～平成24年3月31日

加入対象者	補償される団体活動等	加入区分	年間掛金 (一人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 てん補限度額 (免責金額なし)	共済見舞金
				死亡	後遺障害 (最高)	入院 (日額)	通院 (日額)		
子ども (中学生以下 (特別支援学校 高等部の生徒 を含む))	団体活動全般 (スポーツ・文化・ボランティア・地域活動など)	A1	600円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償 合算1事故5億円 ただし、身体賠償は 1人1億円	突然死 (急性心不全、 脳内出血など) 180万円
	上記団体活動に加え、 個人活動も対象	AW	1,150円	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	身体・財物賠償 合算1事故5億500万円 ただし、身体賠償は 1人1億500万円	
	上段:団体活動中及びその 往復中の補償額 下段:上記以外(個人活動など)の補償額			100万円	150万円	1,000円	500円	身体・財物賠償 合算1事故500万円	対象とな りません
大人 高校生 以上 65歳以上 全年齢	文化・ボランティア・地域活動 団体員の送迎、応援、準備、片付け スポーツ活動中の事故は対象となりません。	A2	600円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償 合算1事故5億円 ただし、身体賠償は 1人1億円	突然死 (急性心不全、 脳内出血など) 葬祭費用 180万円
	スポーツ活動 スポーツ活動の指導	C	1,600円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
	子どものスポーツ活動の指導限定 C区分でも加入可	AC	1,100円	1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円		
	スポーツ活動 C区分でも加入可 スポーツ活動を行わない場合はA2区分	B	800円	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
全年齢	危険度の高いスポーツ活動 (アメリカンフットボール、山岳登山など)	D	9,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		

有害図書類は「白ポスト」へ

青少年の健全な育成を阻害する恐れのある有害図書類(著しく性的感情を刺激したり、粗暴性・残虐性を助長したりする書籍、雑誌、DVDなど)を回収するため、「白ポスト」を対馬市交流センター1階に設置しています。

青少年の健全育成のため、有害図書類の回収にご協力ください。(一般図書類やごみなどを入れないようお願いいたします)



問い合わせ 教育委員会 生涯学習課 0920(86)3727 または、各地区生涯学習センター

定額フリーパスポート好評発売中!!

お値段 1ヶ月 5,000円

ご利用 対馬交通路線バス、市営バス、乗合タクシー

後期高齢者医療被保険者証(保険証)が新しくなります

現在ご使用いただいている保険証の有効期限は、平成23年7月31日までです。
新しい保険証は7月中旬に交付します。

= 保険証の裏面に臓器提供の意思表示ができるようになります =

平成22年7月に施行された「臓器の移植に関する法律」の改正により、
保険証の裏面に「臓器提供に関する意思表示欄」を設けています。

なお、意思表示欄への記入は義務付けるものではなく、本人の任意となっております。

有効期限が過ぎた保険証は、細かく裁断し破棄していただくか、
各福祉保健センター・地域活性化センター住民生活課までお返しください。



保険料の納付が滞っている方には、有効期間が短い保険証や医療費が一旦全額自己負担となる資格証明書を交付する場合があります。納付についてのご相談はお早めにご連絡ください。

問い合わせ 福祉保健部 長寿支援課 0920(58)1117
長崎県後期高齢者医療広域連合 095(816)3930

障害基礎年金は、障害の原因となった病気やケガの初診日が国民年金に加入中あるいは60才以上65才未満の間にある方が、一定の障害の状態になったときに支給されます。生計を維持されている18才未満等の加算もあり、今年4月から加算対象者が拡大されました。ただし、児童扶養手当と両方を受け取ることはできません。
(受給のための条件)
初診日までの国民年金加入期間のうち、保

国民年金は、65才から老齢基礎年金が支給されますが、そのほかに不慮の事故のための障害基礎年金と遺族基礎年金が支給されて国民の暮らしを守ってくれます。

不慮のときには「障害基礎年金」と「遺族基礎年金」があります



年金コーナー

保険料を納めた期間や保険料を免除された期間が2/3以上あるか、直近一年滞納がないことが必要です。

遺族基礎年金は、国民年金に加入中あるいは60才以上65才未満の間に亡くなったときに亡くなった方に生計を維持されていた18才未満か、障害のある20才未満の子のある妻に支給されます。
(受給のための条件)
障害年金同様、死亡日までの納付要件があります。

なお、遺族基礎年金は、老齢基礎年金を受けている方または老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなったときにも支給されますが、このときは前記の保険料納付要件を満たす必要があります。ご自分が納付要件を満たしているかどうかご心配な方は、年金事務所等へお問い合わせ

ただか、年金相談にお越しく下さい。

【問い合わせ】
日本年金機構
長崎北年金事務所
095(861)1387

【お知らせ】

7月末で、平成22年度の免除申請の受付を終了いたします。

まだ、免除申請を出されていない方は7月29日(金)までに市役所年金窓口までおこしください。

なお、平成23年度の受付も開始いたしますので、ご希望の方は、免除申請書を2枚ご提出ください(住民税の申告を必ずお済ませください)。

長崎北年金事務所の出張年金相談
日時 8月18日(木) 9時~17時
場所 上対馬総合センター

